

北斗市空き家バンク登録物件を購入・賃貸される方へ

北斗市
空き家
バンク

北斗市空き家バンク 利活用事業補助金のご案内

空き家バンク利活用事業補助金を利用できる方

北斗市空き家バンク登録物件の売買または賃貸借契約をした方。

補助を受ける要件

- ①購入または賃借した物件所在地に住民登録している。
- ②市税等の滞納が無い。
- ③過去に世帯員が本補助金の交付を受けていない。
- ④3年以上居住する。

補助金額

*購入費または改修費、解体費、賃貸した物件の改修費のいずれかが対象です。

*補助上限額を下回る場合は、実費を上限とします。(千円未満切り捨て)

*加算分は、該当するものがある場合はすべて対象となります。

購入又は改修



50万円

解体し新築する



50万円

賃貸し改修する



30万円

+

中学校卒業前の子
がいる子育て世帯



30万円

市内に1年以上居
住する親世帯と
同居する



10万円

転入し、市内に1年以
上居住している親世帯
と近居する



茂辺地・石別地
区に居住する



10万円

交付申請方法については、裏面をお読みください。

空き家バンク利活用事業補助金の申請方法

下記の書類を北斗市役所企画課窓口へ提出してください。（郵送可）
申請書は企画課窓口での交付、ホームページからのダウンロードができます。
＊納税証明書・非課税証明書の交付を受ける際は、年度誤りにご注意ください。
＊住民票は、続柄が記載されるよう交付時に依頼をしてください。

申請書類

- 【共通書類】
- ☐ 北斗市空き家バンク利活用事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ☐ 誓約書（様式第2号）
 - ☐ 登録空き家の購入及び賃借に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し
 - ☐ 申請者が属する世帯の世帯員全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）
※「住民票の写し」はコピーではなく、市で発行されたものをそのまま添付してください。
 - ☐ 申請者が属する世帯員全員の申請日の属する年度の前年度の市町村税の納税証明書
または非課税証明書
 - ☐ 空き家の購入及び改修又は解体工事に要した費用の領収書の写し
- 【子育て世帯】
- ☐ 義務教育終了前の子が申請日以降に出生予定の子のみである場合は、母子健康手帳の写し
- 【市内に居住している親世帯との同居、近居（転入のみ）の場合】
- ☐ 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
 - ☐ 親世帯が、市内に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の写し及び郵便物の写し
 - ☐ 親世帯の世帯員全員の申請日の属する年度の前年度の市町村税の納税証明書
または非課税証明書
- 【単身赴任世帯の場合】
- ☐ 登録空き家に居住する世帯員全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）
※「住民票の写し」はコピーではなく、市で発行されたものをそのまま添付してください。
 - ☐ 登録空き家に居住する世帯員全員の申請日の属する年度の前年度の市町村税の納税証明書
または非課税証明書
 - ☐ 申請者と登録空き家へ居住する配偶者又は子との家族関係を証明できる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し
 - ☐ 申請者の勤務地を証明できる書類

申請期限

売買・賃貸契約日から6カ月以内

【フラット35】地域連携型のご案内

北斗市空き家バンク利活用事業補助金の交付を受ける方のうち、一定の条件を充たす方を対象に、住宅取得時の借入の際に、住宅金融支援機構の【フラット35】の金利から、当初5年間、0.25%引き下げられる制度『【フラット35】地域連携型』を利用できます。
また、北斗市空き家バンク利活用事業補助金における子育て世帯加算を受けた方は、金利引き下げ期間が10年間となります。
利用にあたっては北斗市が発行する『【フラット35】地域連携型利用対象証明書』が必要です。
申請には、事前に準備が必要な添付書類がございますので、申請前に事前の確認をお願いします。